

令和7年第3回 総務文教委員会会議録

令和7年6月6日

第2委員会室

開 会： 午前9時58分

委 員 長 伊藤 勝彦

副委員長 林 貴光

2番委員 千賀 丈史 3番委員 渡辺 武彦 4番委員 服部 紀史 5番委員 平林 多津子

委員長 ; おはようございます。ただいまから令和7年第3回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は去る5月29日の本会議において当委員会に付託された議案の審査であります。

議事の進行は別紙の次第書の順序で行います。よろしくお願いいたします。

初めに鶴飼議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さん、おはようございます。

令和7年第3回総務文教委員会、早朝から、御苦労さんでございます。今日は4件の審議と思います。今日新しい人がみえるかなと思ったら、もともと皆さんみえた方ばかりでベテランばかりですので、しっかりと皆さんに答弁をお願いします。議員の皆さんもしっかりと慎重審議のほう、よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入ります。議案の内容については、本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑、答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; はじめに、「議第40号 恵那市図書館条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; 関連で質問いたします。岩村分館にどのような書籍を置くのか、蔵書の特色等ございましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。佐藤一斎學びのひろばとの連携を図った運営を目指しているところから、先人に関わる資料、郷土資料を充実させていくことを考えています。蔵書の構成については、館内のレイアウトを考慮しながら、今検討しているところです。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; お願いします。図書館条例の一部改正ということで、今度できる一斎記念館の中の図書館分館とするということですが、ちょっと私気になりまして、かつて提案されたデザインを令和 5 年 3 月 31 日の乃村工藝社のほうからデザインが出されました。設計の。それで、1 階部分がここと言いますと 3 分の 1 で今予定しているところの、先人共同図書室が 1 つ。あと企画展、多目的スペース、観光案内所となっていたんですが、今回、この全てが図書館としたいという案だと思うんですが、この設計変更の理由とかお尋ねしたいと思います。もう 1 つは、ここをどういうコンセプトでやっていきたいのかということをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。先人顕彰施設の整備を検討するに当たって、視察を実施しました。その多くの施設に図書室が併設されていまして。当初、図書コーナーとして予定しておりましたが、図書館職員による視察や地域住民の意見聴取を行う中で、中央図書館分館としての設置を検討することになりました。建物全体をまなぶ施設と考えて、司書を配置し、調べ物の対応や本探しの支援を行うことで、施設の充実を図っていきたいと考えています。

もう 1 つ、恵南地域の読書活動の推進拠点として活用するため、佐藤一斎學びのひろばと連携した取組を実施していきたいと考えています。このような施設の特徴を持たせるため、中央図書館岩村分館として設置することを提案しました。昨年の図書館運営協議会で意見交換をしておりまして、レイアウトやコンセプト等、6 月末以降に予定している会議で議題とした後、議員の皆様へ情報提供として行っていきたいと考えています。コンセプトが、静かに読書をするだけでなく、多様なスタイル

で学び、居心地のよい場所として利用してもらえることを期待しています。あと企画展等は実施していきますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; はい。5番委員。

5番委員 ; すいません。ありがとうございました。企画展というのはこのスペースの中でやっていくってということで、それは後でいいですけども、お聞きしたいことは、この新しい図書館への人員の配置はどのように考えてみえるのかということ。それから、先ほど静かにしているだけでなく多様な学びをしていきたいという話がありましたけど、その利用の仕方をもう少しお聞きしたいのと、開館時間が中央図書館とはまたずれてきますね。その辺の理由をお聞きしたいのと、幾つかですけども、よろしくお願いします。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。まず、開館時間についてですが、火曜日から金曜日までは午前9時から午後7時まで。土曜日、日曜日、祝日は午前9時から午後5時までとしています。中央図書館の開館時間は、火曜日から金曜日までは午前10時から午後8時までとなっており、土曜日、日曜日、祝日は午前10時から午後6時までとなっています。佐藤一斎学びのひろばの開館時間に合わせて、1時間、中央図書館よりも早く開館して早く閉めるというようなことを考えています。岩村分館にも司書は配置しますが、中央図書館への問合せを行ったりして、市民の要望にこたえていきたいと考えていますので、1時間早く開館して早く閉館ということを考えています。人員配置については、月曜日は図書館休館になります。火曜日、木曜日、金曜日は、佐藤一斎学びのひろばが開館していることがあるので、事務職員か図書館司書、どちらか1名の対応をしていきます。そして、水曜日と土曜日、日曜日と祝日は、事務職員と司書2名体制を考えています。それから、あとは企画展についてですけども、図書館分館を考えているスペースでも、企画展を実施していきますし、学びのひろばと図書館分館の間に少しスペースもありますので、そちらでの企画展、企画展示も考えています。以上でよろしかったでしょうか。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 利用の仕方をもうちよっとお聞きしたいと思うんですけども、まず1つ目は図書館の内容は先人郷土資料を中心に持ってくるということですけども、今、岩村コミュニティセンターに図書室がありますが、その本がどのように選ばれるのか、もう岩村コミュニティセンターの図書室はなしになるのかということと、それから利用の仕方についてです。今、統合中学校ができるということで、地域学習拠点をつくってい

こうという話もあって、多分話が進んでいると思いますけども、ここのこの図書館が地域学習拠点として使うこともあり得るのか、どのような使い方をされるのかということをお聞きしたいと思います。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; 岩村コミュニティセンターの図書室の図書との関係についての御質問だと思いますけれども、今、岩村のコミュニティセンターの図書室には約 8,000 冊の図書がございいますが、今回、上の岩村分館と併せて運営ということを考えておりますので、今、司書が図書を選定というか選書の作業を行っているところです。なので、どのような図書を分館に持ち込んでというところは詳しくは答えできませんけれども、約 2,400 冊を分館のほうに持っていくことを考えています。

委員長 ; はい。教育総務課長。

教育総務課長 ; 私のほうでは、地域教育拠点施設として使うのかという質問に対してお答えさせていただきます。そのような形で使わせていただきます。具体的に言いますと、スタディールームというものができますので、そこを使っていただくという形になります。ここは多様な学びということもありますので、学生に限らず、ほかの方も使うことになると思いますが、ぜひそのような利用をしていただきたいと考えております。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 討論といいますか、まだまだ今お聞きしたところで具体的なイメージが描けないので、私は保留としたいと思っております。よろしくお願いします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 4 0 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第 4 0 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 4 1 号 指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; はい。お願いします。議第 41 号の指定管理者の指定についてですが、今回指定管理料が 900 万円ということで、どのような試算からこれを出されたのかということをお聞きしたいと思います。例えば岩村町の観光施設 6 施設ありますが、その指定管理料が合わせて 928 万 3,000 円。明智町の観光施設が 8 施設ありますが、941 万 6,000 円となっております。ここに 900 万円とされた根拠をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

委員長 ; これ今、金額のことはいいのかな。

はい。財務課長。

財務課長 ; ただいまの件は、お金のことなので、この後の議第 43 号の補正予算のところでの質問になるかと思います。これは指定管理に関することですので、管理に関する協議をしていただいて、金額にかかることは、補正予算でお願いします。以上です。

委員長 ; 5 番委員よろしいですか。

5 番委員 ; 指定管理に当たって、指定管理料は決定ではないと今度の条例改正について、条例についてはということですか、指定管理。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; ここに、指定管理者の選定ですね、特定非営利活動法人いわむら一斎塾でよろしいかというこれは議案となっております。指定管理料については、補正予算での質問になりますので、よろしくお願いします。

委員長 ; ほかに質疑ありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; はい。今年の 10 月の開館ということですから、この運営組織の現在の準備状況、またハード面も含めて、進捗具合をお聞きいたします。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; 工事の部分ではなくて、指定管理ということで、組織ということでよろしいですか。

1 番委員 ; はい。

社会教育課長 ; 施設設置者の市と管理者の指定事業者がお互いの役割と責任を明確にしながら、円滑な運営、施設運営を行っていく調整は今後していきたいと考えていますが、そのスケジュールについて説明させていただきますと、管理運営業務仕様書、そして、協定書の案のすり合わせを指定管理者の指定で一斎塾が決まりましたら、業務の範囲、

責任、そして報告義務などを明確にするために調整を行っていききたいと思います。
施設の現地確認も必要になると思いますので、管理する設備、備品等の確認も一緒
に行いながら進めていきます。また、予定する指定管理者は、建物管理については経
験がないため、契約後にも担当職員が一緒になって支援、それから確認等をしてい
きたいと思っています。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第41号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第41号」は原案のとおり、可決すべきものと決し
ました。

委員長 ; 次に、「議第42号 財産の取得について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; よろしく願いいたします。全員協議会の説明のときにですね、災害救助隊で派遣
するためということで、災害対応の特殊救急車というような御説明があったかと思
いますけれども、具体的にですね、どのような仕様や装備が通常の救急車とは違う
というところを教えてくださいませんか。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; はい。お願いします。今回購入する救急自動車は緊急消防援助隊の登録車両とな
ります。それで災害対応特殊という名前がつきますが、これは緊急消防援助隊登録車
両を更新する場合、あるいは緊急消防援助隊の施設整備費補助金等を活用して車両
購入する場合には、災害対応特殊という名前がつくこととなっております。そのた
め、ほかの救急車と仕様が大きく違うということはありません。ただ、今回購入す
る救急自動車で備える装備として、従来の救急自動車にはない電動ストレッチャー
というものを装備します。この電動ストレッチャーは救急自動車からストレッチャ
ーの出し入れ及びストレッチャー自体の昇降、上げ下げですけど、これが電動とな

ります。そして、最大積載荷重、これ搬送できる人の体重ですが、318 キログラムまで対応可能ということになります。従来の救急車は 181 キログラムまでということです。これにより、大柄な傷病者の搬送が可能となると共に、傷病者を救急車内へ収容する際の衝撃の軽減、あるいは女性救急隊員や定年延長の隊員への活動時の負担、身体的負担を軽減できるということです。費用の面ですが、従来が 250 万円、電動型が 700 万円ということになっております。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; よろしくお願ひします。今の救急車の件ですけれども、納期というか導入時期はいつ頃になりますでしょうか。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; はい。お願ひします。納期は令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。今年度いっぱいです。

委員長 ; ほかにありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; お願ひします。仕様は変わらないという御説明で、通常の業務にも、これは使われるということによろしいでしょうか。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; はい。そのとおりです。導入されると、恵那消防署に配置ということになりますので、普通の救急に出動して、ほかの地域で大災害があったときには、この車が駆けつけるということになっております。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; はい。御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 4 2 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 4 2 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第43号 令和7年度恵那市一般会計補正予算（第1号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい。お願いします。予算資料の11ページ、特色ある教育推進事業費についてです。今回、三郷小学校と恵那北中学校が見学や体験活動を行うということですが、これはかつて岐阜県庁へ行かれた学校もあるかと思いますが、順繰りなのか希望でやっているのかということと、もう内容は決まっているのかということをお尋ねいたします。お願いします。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; はい。よろしくお願いいたします。今回2校を選定しております学校につきましては、今回も順繰りという方法ではなくて、県下同様に全小中学校に呼びかけをしております。その中で、校外活動の内容や日程の調整ができたこの2校が恵那市として参加を申込みました。その中で、県下で調整して恵那市としてこの2校がそのまま決定されたと、こういう流れになっております。そして活動内容です。今回の2校は、岐阜県庁であったり、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、またサランカホールでのオーケストラの鑑賞、このような内容で学んでくるという計画になっております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

3番委員。

3番委員 ; お願いします。予算説明書の6ページですね、繰越明許につきまして、今回補正予算で計上されているにもかかわらずですね、まずすぐに繰越明許をかけてしまうという理由が1つ知りたいのと、まだ10か月ほどあるかと思うんですけども、なぜ間に合わないのかということをお聞きしたいと思います。

委員長 ; はい。教育総務課長。

教育総務課長 ; はい。お答えさせていただきます。まずですね今回購入予定の給食配送車につきましては、冷蔵機能つきという特殊な装備が必要であり、車両本体に冷蔵機能を取り付ける加工が必要なため、納期に11か月程度かかることが分かりました。そのため、6月補正予算議決後であります。発注手続から入札契約までに必要な期間を加味すると、令和7年度中の納期は困難であるため、今回購入予算全額の繰越明許をお願いし、入札時の車両納品に係る工期について、入札される方にですね、無理のない期間を設定させていただくためであります。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; はい。お願いします。予算資料 11 ページの小学校教育振興費及び中学校教育振興費の中の、次期校務支援システム導入ということですが、どのような校務支援システムが導入されるのか。お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; はい。この校務支援システムでございます。内容としましては、子どもたちの成績処理や出欠の管理、また健康診断や保健の管理、教育指導記録、事務処理、これらを総合的に支援するシステムになっております。今回の導入予定は現在のシステムを令和元年度より運用しているということで7年が経過した中で、また新たな次世代の教育DXとしてクラウド化や、データ連携、そしてセキュリティー対策を十分に講じたシステムとするため、この校務支援システムを運用するものでございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; ただいまの校務支援システムにつきまして、市町村の共同運用ということですが、共同運用することでどのようなメリットがあるのかというのが1点と、それからこのそれぞれの費用負担ですね、各市の費用負担の決め方というのはどのようなことになっているのかという2点目と、それからもう1つ、令和8年度に140万ほど。それから、中学校では42万2,000円ほどが債務負担行為として翌年度執行の予定だと思うんですが、その部分については国庫補助というのはありますでしょうか。以上3点お願いいたします。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; はい。まずメリットでございます。小中学校の学校業務はこの校務支援システムを活用しておりまして、岐阜県下の小中学校は、岐阜県の教育行政に基づき校務を行っている。その中で、児童生徒のデータまたは教職員のデータの自治体間の引渡しであったり、システムの操作環境等において、共同運用におけるメリットが多くございます。そのため岐阜県以外の多くの都道府県においても共同運用がなされているところがございます。そして費用負担です。これは岐阜県では県下の市町村が参加する岐阜県市町村教職員業務改善協議会、これを設置いたしまして、システムの導入に関する協議を実施してきております。費用に関しましては、各市町村が同様にシステムを使用するということから、全体の事業費を自治体団体数で案分

するということとさせていただいております。それによって恵那市の負担の金額を今回予算計上させていただいております。あと、来年度の補助というところです。この事業はG I G Aスクール構想支援体制整備として取り組んでいるものでございまして、債務負担行為を行う令和8年度の事業費に関しては、現時点では、国庫補助が得られるかは未定となっております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; はい。予算資料の 12 ページをお願いします。先人顕彰拠点施設整備事業費についてです。今回の補正予算に 1,510 万円出ておりますけども、まだこれ指定管理料ではないということで幾つかあるんですが、この内容をもう少し、発足するのは 10 月からなんですけども、これらの費用がかかる理由をお尋ねしたいと思います。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; 今回補正で上げているこの 1,510 万 1,000 円の中には、指定管理料も入っています。

委員長 ; はい。よろしいですか。

5 番委員。

5 番委員 ; 今年度の 536 万 7,000 円がこの中に含まれているってことですか。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。

5 番委員 ; すいません。分かりました。申し訳ありません。

委員長 ; いいですか。ちょっと待ってください。はっきりしてください。しゃべるならしゃべる、いい加減なしゃべり方しないでください。

5 番委員 ; はい。

委員長 ; 社会教育課長いいですか。

社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。今回のこの 1,510 万 1,000 円の内訳を説明させていただきますと、維持管理費が 973 万 4,000 円。そして指定管理料が 536 万 7,000 円になっています。維持管理費の内訳としましては、まだ初めての運営というところになるので、見込みですが、光熱水費やそれから電話料、あと、空調換気設備保守等の委託料と使用料になっています。指定管理料の内訳としては、建物全体の維持管理経費としての固定経費と、それから人件費になります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; すいません。私が見落としていまして、申し訳ないことをいたしました。
そうしますと、この維持管理費というのは、今年度中、令和 7 年度中の予定というこ
とで組まれた補正予算でしょうか。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。

委員長 ; ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。
「議第 4 3 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 4 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決し
ました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。
最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一
任いただくことに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。
それではこれもちまして、令和 7 年第 3 回総務文教委員会を閉会いたします。お
疲れさまでした。

午前 10 時 27 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 伊藤 勝彦